



2023協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑬

出勤直後・勤務終了直前の 休憩時間指定は違法だ！

災害時などで、乗務員が出勤直後や勤務終了直前に休憩時間が指定されたことが問題となっています。出勤直後では、列車が運休になったという理由ですが、現場管理者からは「次の列車の運行がまだ決まっていないが、いつでも乗務できるように庁舎内にいてくれ。それまでは休憩時間とする」と、実質待機を命じられて労働時間から除外するという理不尽な扱いがされています。勤務終了直前では、途中で休憩時間が取れなかったため休憩時間を取ってから帰宅するという、これも理不尽な扱いです。

今協約改訂交渉において、JR東海労は「労基法第34条では『**休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない**』と謳われている。出勤直後や退出直前は労働時間の途中とはいえない」と主張しています。しかし、会社は「出勤点呼や退出（終了）点呼も労働であり、例え5分前であっても労働時間の途中になる」と見解を示しました。労基法を恣意的に解釈しています。

仮に、会社の言い分を前提に考えたとしても、労基法施行規則第32条には「（列車乗務員は）労基法第34条の規定にかかわらず、**休憩時間を与えないことができる**」と謳われています。長時間乗務で疲労している社員は、1分でも早く帰りたいのが心境です。終了直前に休憩をしたことで、最終列車に間に合わず帰宅できないケースが発生する可能性があります。

一方、会社（人事部勤労課）が発行した『乗員勤務制度の解説』では、「**行先地において労働時間以外の時間が発生する**事になるが…その時間は休憩時間と同様の性格である」と明記されています。そして、「行先地とは、**1勤務の中間**において乗務のため他の列車を待ち合わせる箇所」と解説しています。どう考えても、退出点呼を待つことは、乗務のため他の列車を待ち合わせることにはなりません。

JR東海労は、法律や自社自らつくった規程をも遵守しない会社を追及し、社員が安心して働ける職場を目指して闘います。